平成26年６月６日開会
平成26年６月６日閉会

平成26年三宅町議会
第２回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２６年６月三宅町議会第２回定例会会議録目次

招集告示……1

会期日程表……2

第　１　号　（６月６日）

出席議員……3

欠席議員……3

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3

職務のため会議に出席した者の役職氏名……3

議事日程……4

議長挨拶……5

町長挨拶……5

開会の宣告……5

議事日程の報告……6

会議録署名議員の指名……6

会期の決定……6

議案第３０号～議案第３５号、承認第１５号及び承認第１６号の上程、

説明、質疑、討論、採決　報告第１号及び報告第２号の上程、説明……6

同意第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……16

同意第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……18

推薦第１号の上程、説明、採決……19

発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……19

発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……25

一般質問……27

松　田　睦　男　君……27

川　口　靖　夫　君……30

植　村　ケイ子　君……33

閉会中の継続審査について……38

町長挨拶……38

閉会の宣告……39

署名議員……41

三宅町告示第６１号

平成２６年６月三宅町議会第２回定例会を
次のとおり招集する

平成２６年５月２２日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２６年６月６日　金曜日
　　午　前１０時３０分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２６年６月三宅町議会第２回定例会

会期日程表

平成２６年６月６日金曜日　　１日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	６月　６日　金曜日	午前１０時００分	定　例　会　開　会

平成２６年６月三宅町議会第２回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２６年６月６日金曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信	松　田　睦　男
池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀	梅　本　勝　久

欠席議員数（１名）

中　尾　正　巳

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	中　村　吉代茂
教　育　長	土　江　義　仁	教育委員長	吉　岡　藍　一
未来創造部長	東　浦　一　人	総　務　部　長	中　川　　章
土木環境部長	岡　本　豊　彦	くらし創造部長	松　本　幹　彦
会計管理者	向　井　理　則	幼　児　園　長	吉　井　五十鈴
教育委員会次長	吉　田　明　宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山　田　惠　二	モニター室係	堀　川　佳　則
モニター室係	増　田　　翔	モニター室係	岡　田　行　平

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

２　番　議　員	植　村　ケイ子	３　番　議　員	川　口　靖　夫

平成２６年６月三宅町議会第２回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２６年６月　６日　金曜日
午　前　１０時００分　開　会

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会　期　の　決　定
日程第３	議案第30号	平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算について
日程第４	議案第31号	平成26年度三宅町介護保険特別会計第１回補正予算について
日程第５	議案第32号	平成26年度三宅町水道事業会計第２回補正予算について
日程第６	議案第33号	三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議案第34号	三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第８	議案第35号	三宅町道路線の認定について
日程第９	承認第15号	（専決処分事項報告）平成26年度三宅町水道事業会計第１回補正予算について
日程第10	承認第16号	（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	報告第１号	平成25年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第12	報告第２号	平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13	同意第６号	三宅町政治倫理審査会委員の選任について
日程第14	同意第７号	三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15	推薦第１号	三宅町農業委員会委員の推薦について
日程第16	発議第３号	住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置について
日程第17	発議第４号	「手話言語法」制定を求める意見書について
日程第18	一般質問について	

◎議長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君）　皆さん、おはようございます。予定の時刻になりました。

本日平成26年６月三宅町議会第２回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私多忙の中ご出席をいただきまして、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてを初めとする議案６件、承認２件、報告２件、同意２件、推薦１件、発議２件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただきますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君）　開会に先立ち、志野町長より挨拶をお願いしたいと思います。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。本日ここに平成26年６月三宅町議会第２回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席をいただき、大変ありがとうございます。また平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算案をあわせ、補正予算案３件、条例の制定案並びに改正案合わせて２件、道路認定案１件、専決処分報告２件、予算繰越明許費繰越計算書の報告２件、同意案２件の計12件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議願うわけでありますが、議会からも推薦に関する意見、発議２件の提案がなされており、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君）　初めに、４番議員中尾正巳君より病気療養のため、本日欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は９名で定足数に達しております。

よって、平成26年６月三宅町議会第２回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日

の会議を開きます。

（午前１０時０２分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬規矩次君）　本日の議事日程ですが、お手元に配付いたしておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬規矩次君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により２番議員、植村ケイ子さん、３番議員、川口靖夫君の２人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬規矩次君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の１日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の１日間とすることに決定いたしました。

◎議案第３０号～議案第３５号、承認第１５号及び承認第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決　報告第１号及び報告第２号の上程、説明

○議長（廣瀬規矩次君）　これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第３、議案第30号　平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより、日程第14、同意第７号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、各位におかれましては、熟読を願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思います。

お諮りいたします。

日程第３、議案第30号　平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより、日程第

12、報告第２号　平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案の６件、承認２件、報告２件を一括上程いたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認め、一括上程をいたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。特に一般会計第２回補正予算の中で裁判に絡む歳入歳出については丁寧にお述べをいただきたいと、このように思います。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第30号　平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてからご説明を申し上げます。

まず、歳出における人件費について、職員の人事異動等による人件費の予算調整を行っており、今回の人件費の補正額全体といたしましては3,677万4,000円の減額であり、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の減額の要因は職員並びに嘱託職員の退職等に伴い減額補正が生じたことをご報告させていただきます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の旅費で、４万2,000円の増額、消耗品費４万9,000円の増額、通信運搬費7,000円の増額は源泉徴収漏れ等の債権回収に係る経費として増額を行い、目３財産管理費の需用費の光熱水費３万円の増額については、赤い羽根共同募金に寄附される自動販売機、募金により犯罪被害者支援活動を支える自動販売機各１台を庁舎敷地内に設置を行う電気料金の増額、並びに修繕費の68万7,000円の増額は庁舎駐車場内の幼児園バス駐車場テント老朽化による経費、及び維持修繕費の287万6,000円の増額については、先の３月定例会最終日に説明いたしました庁舎補修業務を見送ることとした修繕費と屋上防水シート修繕に要する経費の増額補正であります。目６諸費の負担金補助及び交付金については、一般コミュニティ助成事業として、三河自治会より自治会運営を行う際に必要となる備品等の購入について、26年度事業として財団法人自治総合センター事業の採択を受けたことから三河自治会へ事業助成金として交付を行うべく240万円の増額を行ったものであります。目10財産調整基金費においては、公債償還基金積立金として3,000万円の増額

を行っております。

款３民生費、項１社会福祉費、目２老人福祉費の委員報酬の6,000円の増額、報償費で２万3,000円の増額補正については、老人憩いの家指定管理者選定に係る経費として行ったものであります。目５総合センター費の委託料85万5,000円の増額は、総合センター各種教室へのサポートに伴うシルバー人材センター委託料の増額であります。目９臨時福祉給付金給付事業費の需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の2,820万円の増額については、平成26年４月から消費税率が８％に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担に影響に鑑み、臨時福祉給付金として暫定的、臨時的な措置で支給を行う増額補正であり、項２児童福祉費の子育て世帯臨時特例給付金の事業につきましては、さきの臨時福祉給付金と同様、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えをする観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金の支給を行うものであり、既に当初予算で予算計上はいたしておりますが、その後の事業に要する経費の見直しを行った結果、需用費13万3,000円の増額、役務費31万9,000円の減額、委託料で262万5,000円の減額が生じたため補正予算を行うものであり、償還金利子及び割引料の３万8,000円の増額は、特別児童扶養手当の受給認定となったことが判明した児童について保育料の変更が生じ、保険料の還付金が必要となったため増額を行ったものであります。

款７商工費、項１商工費、目２商工振興費の報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、工事請負費合わせて208万4,000円の増額については、さきの臨時議会閉会挨拶で三宅町の40周年記念事業の一環として、恋人の聖地事業について地域の活性化、少子化対策をテーマとする恋人の聖地プロジェクトに参画し、「歴史と愛の町　屯倉」が恋人の聖地として選定され、平成26年４月１日より活動することを承認していただいたことをご報告いたしました事業に要する増額補正を行っております。去る５月29日に東京にて恋人の聖地銘板授与式が開催され、私が出席し、恋人の聖地メインプレートの受領をしてまいりました。

款８土木費、項２道路橋梁費、目１道路維持費の99万9,000円の増額は、三宅２号線万葉歌碑前広場舗装修繕費の増額を行ったものであります。

款９消防費、項１消防費、目１消防総務費では、職員の退職等に伴い、夜間防災時防災出動班体制の小型移動式クレーン免許所持者が不在の班が生じたことから、新たな免許取得者が必要なことから、その受講費用のテキスト代として需用費で３万5,000円の増額並びにクレーン免許運転技能講習受講料及び玉掛け技能講習受講料を合わせ、負担金で43万5,000円の増額を行っており、委託料の29万2,000円の増額は、無線局の移動局６台分の点検費用及

び防災時緊急資材置き場の樹木の伐採費用の経費の増額を行ったところであります。補助金の190万円の増額は、コミュニティ助成事業の地域防災組織育成助成事業として、伴堂２丁目自主防災会より、自主防災活動運営を行う際に必要となる備品等の購入について、26年度事業として財団法人自治総合センター事業の採択を受けたことから、伴堂２丁目自主防災会へ事業助成金として交付を行うべく増額を行ったものであります。目３非常備消防費の備品購入費は、さきのコミュニティ助成事業同様、地域防災組織育成助成事業として、地域の消防団員の装備の充実を図るため発電機等の購入を行うため、117万2,000円の増額補正を図ったものであります。

款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費では、報酬の６万円の増額は、学校給食運営委員会委員報酬の増額並びに委託料30万円の増額については、枯れ木となった小学校体育館北川のポプラの高木の伐採費用として増額を行ったものであります。

項３中学校費の279万5,000円の増額については、式下中学校組合分担金の増額補正を行ったものであります。

項４幼稚園費、目１幼稚園費の補償補塡及び賠償金200万円の増額については、幼児園バス運行にかかわる損害賠償請求控訴事件の判決における訴訟費用は、第１審、第２審を通じ、これを２分し、その１を控訴人、その余を被控訴人が負担することとなっていることから、控訴に要した２分の１相当の概算費用として10万円の増額と、このたびの損害賠償請求控訴事件の場合、地方自治法第242条の２第12条の規定により、訴訟を提起した者が勝訴、一部勝訴も含め勝訴した場合において、弁護士または弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを請求することができることとなっていることから、被控訴人の代理人弁護士から弁護士着手金及び報酬金合わせて188万8,357円の請求がまいりましたので、住民訴訟事件賠償金として増額補正を行ったものであります。なお訴訟費用の２分の１の負担額は、現段階では請求は来ておりませんので額の決定はしておらないことと、弁護士費用につきましても精査いたしておるところでございます。

項５社会教育費における需用費の4,000円の増額並びに備品購入費の254万円の増額は、町内におけるコミュニティ活動のさらなる活性化のため必要となるテント等の備品購入について26年度事業として、財団法人自治総合センター事業の一般コミュニティ事業の採択を受けたことから補正予算の計上を図ったものであります。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、202万5,000円の増額を行っ

たものであります。

次に歳入につきましては、款13国庫支出金の民生補助金においては、臨時福祉給付金の支給に要する補助金2,106万5,000円の増額並びに給付事業事務費補助金713万5,000円の増額を行うとともに、子育て世帯臨時特例給付金の支給を行う事務経費の見直しにより171万4,000円の減額補正を図っております。

款19諸収入の庁舎関係等の雑入については、募金により犯罪被害者支援活動を支える自動販売機の設置に係る行政財産使用料と電気料で６万円の増額並びに雑入の11万7,000円の増額は、消防団員安全装備品整備助成金であり、コミュニティ助成収入の780万円の増額は、三河自治会、伴堂２丁目自主防災会への事業の助成等及び損害賠償金等の638万6,000円の増額は、幼児園バス運行にかかわる損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金481万1,453円と損害賠償請求控訴事件にかかる弁護士費用157万5,000円の増額補正を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの4,084万9,000円を増額し、予算総額を32億428万2,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第31号　平成26年度三宅町介護保険特別会計第１回補正予算案については、歳出予算の款５地域支援事業費、項２包括的支援事業・任意事業費、目１地域包括支援センター総務費の報酬２万1,000円の増額は、三宅町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員報酬として増額を行い、款７予備費の２万1,000円の減額は、さきの財源の調整を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

議案第32号　平成26年度三宅町水道事業会計第２回補正予算案については、款21水道事業費用において、職員時人事異動に伴い76万3,000円の減額を行い、予備費への予算の組み替えを行ったものであります。

また、款41資本的支出においては、伴堂地区内の京奈和自動車道関連工事において配水管布設がえが生じたことから、648万円の工事請負費の増額を行っております。

議案第33号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定案については、地方税法等の一部改正に伴い、小型普通車と軽自動車との間には、価格面、車両重量面等において差異がなくなってきていることから、軽自動車税の負担水準の適正化を図ることから、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げを平成27年度から実施することとし、軽四輪車等については、平成27年４月１日以降に最初の新規検

査を受けるものから新税率を適用し、グリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、標準税率のおおむね20％の重課を平成28年度分から導入を行い、原付及び二輪車の標準税率を平成27年度分から約1.5倍の最低2,000円に引き上げ、法人住民税においては、消費税率８％段階において、法人住民税の地域間の税収格差を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を12.3％から9.7％に引き下げ、法人住民税の税率引き下げ分相当については、地方法人税が創設され、地方交付税の原資とされる予定であることから、今回の改正は平成26年10月１日以降に開始する事業年度から適用することとし、個人住民税においては、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しが平成27年８月１日以降の公的年金からの特別徴収より実施されることから、公的年金が支払われる際に町が徴収する仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金にかかる前年度分の個人住民税の２分の１に相当する額とする見直し並びに納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金者所得の除外規定の見直しとなる改正内容であり、おのおのの施行日に合わせた条例の一部改正を行うべく提出をいたしました。

議案第34号　三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定案については、平成24年８月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子供・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連３法が成立し、子供・子育て支援の新たな制度が創設されたことから新たな制度では、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されていることに伴い、新たに条例の制定が必要となることから提出をいたしております。

議案第35号　三宅町道路線の認定案については、三宅町大字石見603－９の開発行為に係る寄附により町道の認定を行うべく提出いたしております。

承認第15号　（専決処分事項報告）平成26年度三宅町水道事業会計第１回補正予算については、さきにご説明申し上げました議案第32号　平成26年度三宅町水道事業会計第２回補正予算案の款41資本的支出に係る伴堂地区内の京奈和自動車道関連工事に伴う配水管布設がえの測量設計業務が生じ、466万5,000円の委託料の増額補正予算を行う必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

承認第16号　（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税について公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の導入により、従来地方税法で定めていたものを地方の課税権に対する統制を徐々に緩めていく観点や、また地方団体の自主自立の観点から、地方団体が独自に定める余地を拡大し、住民にとってわかりやすい税制とするため、汚水または廃液処理施設にかかる課税標準については３分の１、大気汚染防止法指定物質排出抑制施設にかかる課税標準については２分の１、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設にかかる課税標準については２分の１、浸水防止用設備にかかる課税標準については３分の２、ノンフロン製品にかかる課税標準については４分の３をおのおの乗じて得た額とする改正が行われました。また、これまで住宅以外の建築物について耐震改修に係る固定資産税の減額措置は講じられておりませんでしたが、住宅以外の既存構築物で改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた構築物に対し、耐震改修工事完了翌年度から２年度分の税額の２分の１を減額する条例の改正が行われ、平成26年４月１日より施行が必要なことから、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

続きまして、報告第１号　平成25年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、奈良県安心こども基金特別対策事業、町単独事業の道路事業、三宅１号線インター関連事業、石見駅周辺整備事業の確定並びに財源内訳について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書により報告を行うものであり、報告第２号　平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は、流域下水道整備事業の確定並びに財源内訳について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものであります。

以上が、今定例議会に提出いたしました補正予算案３件、条例の制定案並びに改正案合わせて２件、道路認定案１件、専決処分報告２件、予算繰越明許費繰越計算書の報告２件の計10件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま町長の説明が終わりました。

日程第３、議案第30号　平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより、日程第10、承認第16号　（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの８件に対する総括質疑の提出がありませんでしたので、これを割愛いたします。質疑は、よって終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、松田議員。

○７番（松田睦男君）　ただいま町長のほうから、平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算案の説明がございました。職員の異動とか嘱託者の退職等が多いということでございました。これはこれで、なるほどというふうに理解したところでございますが、16ページの幼児園費の中で、議長が今度の裁判の件については詳しく述べてくださいというようなことが冒頭ありまして、そしてここを見ますと200万円の補正予算が組まれていると。これにつきましては、５月14日、任意の会議のほうで後で出てきます案件でございますが、その勉強会を開催しようということで参加できる議員だけでよいという口頭での申し合わせでございました。その中で、この議会録を見ますと……

○議長（廣瀬規矩次君）　簡潔に述べてください。

○７番（松田睦男君）　ゆっくり言わせてください。時間もあることだからね。

それで、ここへ出ています。しかし、この内容はそういうところで軽く取り扱うものではなくして、きちっと全体協議会を開いて、その場できちっと説明するべきだというふうに思います。当日は私あの出席はしておりません。後からちょっと前の日にこういうことがありますんで、そこはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬規矩次君）　討論には値しないと思うんですけれども。

ほかに討論ありませんか。

○７番（松田睦男君）　討論に値しないんだったら、そしたらこの裁判の件の今のこの町長の説明、議会はよしとするんですか。

○議長（廣瀬規矩次君）　そういう内容については、総括質疑、物事については総括質疑で提出してもらいたいということでありましたけれども、そういうことについては、歳入並びに歳出についてどなたの議員からも提出がありませんでした。よって私はあえてこのときに町長からそういう提案理由の説明をする際に丁寧にやっていただきたいということは、前段のところで述べたところですけれども、今回の賛成討論、反対討論の中では、反対か賛成かということでの討論ですから、松田議員の言われているのは、あくまでも意見であって、そういうことであれば私は、総括質疑の中で質疑として提出していただきたいと、このように思います。

はい、松田議員。

○７番（松田睦男君）　６月の第２回定例会議のこの上程の中で、この点についてはこれ一つ

も裁判の件についての上程はないです。そして我々に配付されたのは、総括質問はこの上程されたこの内容に限るという文章を配付されましたよね。覚えておられるでしょう。

○議長（廣瀬規矩次君）　この補正予算でしょう。

○７番（松田睦男君）　だから私はきょう自分で、一応総括予算の質問を自分で一応書きましたけれども、先ほどあの文章を見たらここに上程されていないですからね。

○議長（廣瀬規矩次君）　上程されていないというのはどういうことですか。

○７番（松田睦男君）　６月議会のこの……

○議長（廣瀬規矩次君）　補正予算で上程されています。

○７番（松田睦男君）　これ以外は認めないということで、文章を出しておられましたではないですか。

○議長（廣瀬規矩次君）　これ以外、これの詳細がこれですよ。この議案書ずっと一括したものですよ。こういう冊子でもらっている内容ですよ。

○７番（松田睦男君）　そしたらこの冊子だけで、この16ページを見ただけで今回の裁判のことだと、みんなそう理解できるんですかね、議員さん。

○議長（廣瀬規矩次君）　ですから私は先ほど言ったように、総括質疑の中でそういう質疑の提出をしていただきたいということを先ほども述べたとおりであります。

○７番（松田睦男君）　どうも理解できません。

（「議長、進行してください」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第３、議案第30号　平成26年度三宅町一般会計第２回補正予算についてより、日程第５、議案第32号　平成26年度三宅町水道事業会計第２回補正予算についてまでの３件を一括採決いたします。

この採決は起立で行います。

本３件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立多数ということで、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第６、議案第33号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第７、議案第34号　三宅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第８、議案第35号　三宅町道路線の認定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第９、承認第15号　（専決処分事項報告）平成26年度三宅町水道事業会計第１回補正予算についてより、日程第10、承認第16号　（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの２件を一括採決いたします。

本２件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本２件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第11、報告第１号　平成25年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ

いてより、日程第12、報告第２号　平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの２件は、地方自治法施行令第146条第２項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君）　次に、お諮りします。

日程第13、同意第６号　三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第６号　三宅町政治倫理審査会委員の選任につきましては、委員の任期が６月30日をもって満了となることから、三宅町政治倫理条例第５条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

お１人目。

住所　――――――――――――――――――――

氏名　上谷喜佐雄。

生年月日　――――――――――生まれ。

お２人目。

住所　――――――――――――――――――――

氏名　安井茂治。

生年月日　――――――――――生まれ。

３人目。

住所　――――――――――――――――――――

氏名　細井秀和。

生年月日　――――――――――生まれ。

４人目。

住所　――――――――――――――――――――

氏名　吉田佳都恵。

生年月日　――――――――――生まれ。

以上の４名の方は再任でございます。引き続きまして新任の委員の方の提案をさせていた

だきます。

住所　――――――――――――――――――――

氏名　衣川喜憲。

生年月日　――――――――――生まれ。

以上でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしということでございますので、本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで新たに就任されました衣川喜憲委員さんに入場を願いたいと思います。

ただいま本会議において、政治倫理審査会委員に同意されました衣川喜憲政治倫理審査会委員さんに就任の挨拶を受けることといたします。

衣川委員さんどうぞ。

○政治倫理審査会委員（衣川喜憲君）　失礼します。衣川と申します。現在東屏風に住んでいます。このたび三宅町の政治倫理委員という大きな役につけというように仰せつかっております。私は前職は大阪府東大阪市の職員でございました。そのあたりの点を生かせというように理解いたしております。ところが私、以前は大阪府に住んでおりまして、こちらに住居を構えたのは四十数年前でございます。また勤務中は家と職場を往復してきたような状況でございまして、この三宅町の実情に疎い面が多々ございます。そういうこともございまして、仕事を退いた後は少しでも三宅町の活性化に役に立てたらいいなという思いから、町の活性化の住民の団体に参加させていただき、ささやかながら活動を続けております。

今後、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきましてこの大役を務め上げたいと思っております

ので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君）　どうもありがとうございました。

◎同意第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君）　お諮りいたします。

日程第14、同意第７号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第７号の三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員１名の任期が６月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――

指名　藤田良信。

生年月日　――――――――――生まれであり、新任でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、藤田良信固定資産評価審査委員会委員さんに入場を願います。

ただいま本会議において、固定資産評価審査委員会委員に同意されました藤田良信固定資産評価審査委員会委員さんに就任の挨拶を受けることといたします。

藤田委員さんどうぞ。

○固定資産評価審査委員会委員（藤田良信君）　失礼します。ただいま固定資産評価審査委員会委員の選任同意をいただきました藤田良信でございます。このような行政に関する職務は初めてでございます。そういった中から私ども行政経験を生かしまして、微力ではございますが、皆さんのご指導、ご鞭撻をいただきながら委員としての職責を全うしたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。甚だ簡単でございますが、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎推薦第１号の上程、説明、採決

○議長（廣瀬規矩次君）　日程第15、推薦第１号　三宅町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は農業委員等に関する法律第12条第１項第２号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項について、学識経験を有する者を議会が推薦するものであります。

お諮りをいたします。

先般、全員協議会にお諮りをし、了解を得たことを踏まえ、慎重審議の結果、議会推薦の農業委員会委員に、――――――――――――――――――――、上田全克さん、生年月日、――――――――――生まれの方を推薦したいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員に上田全克さんを推薦することに決定いたしました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君）　日程第16、発議第３号　住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺哲久君、どうぞ。

○１番（渡辺哲久君）　住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置について、発議の理由を説明します。発議第３号　住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置につい

ての趣旨を説明します。

京奈和自動車道三宅インター開設を契機として、三宅町の町づくりは大切な時期に差しかかっています。少子高齢化で将来への不安が大きい時代であり、行政のみならず町民の知恵と力を結集して町づくりを進めるべきであり、そのためには住民の自治活動を行政施策の中にしっかり位置づけ、バックアップしていく住民自治基本条例の制定が不可欠であると考えます。

住民自治基本条例に関する調査研究など、条例制定に必要な内容を整理していくために、三宅町議会に住民自治基本条例の制定に関する特別委員会を設置すべきと考えます。このような現状の中で我々三宅町議会は、住民とともに一致結束して取り組み、ともに未来を切り開くため決議したいと思います。

とりわけ町づくりをみんなで頑張ろうとみずから苦労を買って出て頑張ってくださっている住民の方々とじかに対話をしながら、どういう条例が町づくりに役に立つのか、話し合ってつくっていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま渡辺哲久君より説明が終わりました。

日程第16、発議第３号　住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

はい、松田議員。

○７番（松田睦男君）　ただいまの提案には、目的としては大いに賛成でございます。しかし、その後の内容を見てみますと、結局行政サイドから、この条例を出してもらうんだとか、そしてこの特別委員会は、三宅町の議員は10名在籍していますが、これを９名で構成する。また、この委員会の活動期間は、平成26年６月６日本日より平成27年３月31日までと。それと予算措置については、本特別委員会の活動は予算措置を行わないと、その後に、「ただし……」というようなこと書かれてあります。

まず、その前に三宅町で犬のふんの条例をつくったことがあります。これも議員で委員会を立ち上げて、そしてつくるという話でしたが、それを行政側に丸投げして条例をつくっております。この環境問題で条例をつくるべきだということで、私は何回も発言をしてまいりましたが、犬のふんだけでいいということで、多数決であのような条例ができてございます。

また、今回特別委員会、三宅町の議員９名をというのは、これ現在10名在籍しているんですから、全員とか10名とかいうふうにするべきではないかということで、この前の議運のと

きに私は問題提起をしましたが、そのときの議会運営委員長が、入院している者が帰ってきてこれに賛成するんだったら、その場でこの条例は変えたらいいと、それ以上の審議はさせてもらえなかった。条例というのは、はっきりときちっと最初からできる範囲でつくるべきだと思うんです。そのときそのときに変えていけばいいと、そのようなものではないというふうに思います。

それと特別委員会の会期の期間ですが、これはきょうから、恐らくきょう賛成多数で可決されると思うんですが、27年の３月31日までということになっております。今提案された方は、新聞紙上等で来年３月の県会議員に民主党から公認で出馬するということが、そういうことが……

（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○７番（松田睦男君）　関係あるから言うとるんや。

○議長（廣瀬規矩次君）　簡潔に述べてください、質問ですから。

○７番（松田睦男君）　これが質問です。

○議長（廣瀬規矩次君）　簡潔に述べてください、渡辺議員が県会議員に出馬するというのは何ら関係のない話ですから。

○７番（松田睦男君）　そんなことない。これ、こういう文を出しておいて、そのご本人さん、今三宅町の副議長でしょう。そしたら来年春には、統一地方選挙があるわけでしょう、それでこういうものを出してどうされるんですか。

○議長（廣瀬規矩次君）　その件はわかりました。ほかに質問はありますか。

○７番（松田睦男君）　もう１件、６番目、予算措置を取らない、本特別委員会の活動は予算措置は行わないと、そう言っておきながら、ただし書きで云々していると、ということでしたら最初から、ただし書きだけでしたらいいものであって、こういうことを議運でお互いに詰めなかったんです。議運の委員長は結局、この議題を取り上げないでちょんになりました。

そういうことで私は、これにつきましては目的は非常に結構ですけれども、いろんなことを見ますと反対をせざるを得ません。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　発言をやめてください。

渡辺議員、今の質問に対して予算措置の件並びに定員の件、会期の件について質問がありました。答弁のほうをお願いしたいと思います。

○１番（渡辺哲久君）　自席でいいですね。

○議長（廣瀬規矩次君）　自席で結構です。

○１番（渡辺哲久君）　４点質問があったと思うので、４点についてお答えします。

１点目、行政サイドから最後条例を提案してもらおうというのは、どういう根性だという質問がありました。

町づくりは住民と行政と議会が意思を統一して、こういう目標に向けてみんなでそれぞれの役割を果たして、やっていこうという合意があって初めてうまくいくもんだと思います。

この条例の目的は住民が今既に、それこそ報酬もなく町づくりのために頑張っておられる住民が三宅町はたくさんいます。その人の活動をきちんと評価して継続できるように、より発展できるように行政的な支えが必要であれば、それも条例をバックにしてつくっていくと、そういう町づくりを前に進めるためには行政がやっぱり必要だという意見をしっかり持ってくれないと、議会が幾ら騒いでも行政が納得してくれなければ、実際の予算措置にはつながっていきません。もちろん特別委員会をつくる以上は、どういう条例をつくるかはまず議員の責任だというふうに思っています。さっきも提案理由で説明しましたが、住民の方々とじかに対話をして、よい条例をつくっていく、これが最も住民の声にも合い、議会としてもこれが最も適切な条例であるという意見を最後、議会としてまとめて行政に渡したいというふうに思っています。そういう意味で、最終的には行政サイドから条例案を提出してもらうということが、最も適切な方法だというふうに考えています。そういう説明をしてきました。

２番目、なぜ全員ではなく９人なのかという質問です。これは全員協議会、運営委員会の中でも繰り返し論議になった点です。本来町づくりは議員の責務であるから、当然全員でやるべきであるという意見もありました。それももっともな意見です。ただ特別委員会という形であえて議員も一肌脱いで頑張ろうと、そういう声を上げるのであれば、みずからの心意気を示すという意味で、有志の人たちで集まろうと、結果、それが10人全員になればそれほど望ましいことはないという判断で論議を進めてきました。

中尾議員については、冒頭報告もあったように病気療養中でご本人の意思確認ができませんので、そういう状況で無理やり本人抜きに10人決定という決定も結局はご本人の意思を酌めない形になりますから、この特別委員会の趣旨に合わないというふうに判断して、参加を表明された９名の方で構成をするということになっています。

今、松田議員が反対しますというふうにおっしゃいましたが、松田議員も参加するというふうに意思表明をされています。ちょっと理解ができませんが、そういう経緯で９名という

ことになっています。

３番目、予算措置ということです。これは町づくりを今住民の方々が無償で、自分の時間と体と力を使ってされているときに、議員は自分たちの議員の基本的な活動としてすべきことであって、大きな予算措置がなければ動けないという活動ではありません。しかし、住民との対話の中で、例えばみんなで先進地に見学に行こうと、住民の人たちも行きたいというような声が出た場合には、何らかの予算措置が必要になるかもしれない。ということで、基本は議員が自力でやる、ただし住民との関係の中で、よい条例をつくるために必要になったとすれば、そこはまた行政と協議を行うということで、一行を入れています。今具体的にこういうことでお金を上げてほしいということは考えていません。住民とのこれからの話し合い次第です。予算措置についてはそういう趣旨です。

最後、期間の問題、非常に腹立たしい関係ない質問で、松田議員いつもおっしゃる人の揚げ足取るような、私からすると非常に屈辱的な発言でしたが、私は三宅町の町会議員です。あと10カ月任期があります。その先の選挙で私がどうなるかは、町民が決められることです。しかし、この10カ月、３年前の選挙で私が町づくりをしよう、高齢者も、障害者も子供も安心して暮らせる三宅の町づくりをしよう。高齢者が各大字で集まれる居場所づくりをしようというふうに呼びかけてきた、その約束を最後の10カ月自分なりに精いっぱい果たしていきたいという、そういう自分の責任といいますか、選挙のときに皆さんと顔を合わせて、何人かのおばあちゃんは涙を流して、そうだよねって手を握ってくれました。その人たちを裏切らないという自分の信念に基づいてする活動です。もちろん時間が短いんではないかという意見も全員協議会の中ではありました。しかし、まずは住民と対話しながらこういう形でやれば意味があるんではないか、100％ではないにしても前に進むステップになるんではないか、そういう形をまずつくる、100％完成してから始めるのはなくて、やりながら改善していけばもっといいものができるだろうと、そういう意味で６月にこの議会でもし特別委員会設置が可決されれば、何とか年度内には形をつけて条例として、とりあえず最善ではないにしても、今考えられるベターなものをつくり上げて、そこから実際の活動を始めていく、そのために私がどういう立場であろうとも、この活動を一緒にやっていくことには変わりはありません。

今、松田議員が質問された４点に対する回答にします。以上です。

○議長（廣瀬規矩次君）　松田議員から質問がありました内容につきましては、提案者の渡辺哲久議員から丁寧に詳細に説明がありました。

ほかにまだ何か質疑ありますか。

松田議員。

○７番（松田睦男君）　私は冒頭申し上げましたように、この設置の目的については、これはすばらしいというふうに思っております。しかしこれを、犬の条例をつくったときもそうです。これ本会議でやらなくても議会運営委員会の中で、とっととこう話を詰めて、とことんこれ話を詰めてやれば、何も私はこの場でする必要がないと思うんです。しかしその場では、そのときになったら中尾君が出てきてこれ賛成するんだったら、条例を変えていいと、はいそれでちょんと、ほかにございませんかということで、結果はそうだったじゃないですか。ただ私は、条例というものはそういうもんじゃないでしょうと。やっぱりみんなでよっしゃと、やろうということでやらんと、１人が入院している、入院している人はのかして、もう９人だけでやろうという、もうそこが私にはとっても納得できないというだけのことです。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、それは質問というより意見としてお聞きしときます。

ほかに質問、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　松田議員に補足して答えておきますけれども、本議会でこういう問題を提案しているというのは、こういう特別委員会を設置をするためには議会の議決がいるから、だからこの特別委員会の設置についての提案をしているわけです。そこのところ、よくご理解いただきたいと思います。

質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。

日程第16、発議第３号　住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の設置についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をして、委員長並びに副委員長、事務局長の選出をいたしたいと思います。

再開は10分後、それでは11時20分から再開をいたしたいと思います。

（午前１１時１０分）

○議長（廣瀬規矩次君）　少々早いですけれども、全員がそろいましたので、ただいまより会議を再開いたしたいと思います。

（午前１１時２０分）

○議長（廣瀬規矩次君）　休息中に委員会が開催され、委員長、副委員長及び事務局長の互選がなされましたので、報告をいたします。

委員長に梅本勝久君、副委員長に馬場武信君、事務局長に渡辺哲久君、以上を報告いたします。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君）　次に、日程第17、発議第４号　「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提案理由の説明を求めます。

○１番（渡辺哲久君）　発議第４号　「手話言語法」制定を求める意見書についての趣旨を説明します。

植村ケイ子議員、川口靖夫議員の賛同を得て、この発議を提出します。

この件で、聴覚障害のある当事者と支援者の方から陳情を受けました。聴覚障害の子供たちは長きにわたり手話は禁止され、口話といって相手の口元の動きで言葉を読み取る訓練をさせられてきたそうです。やってみたらわかりますが、物すごい神経の集中が必要で、ちょっと試しただけで疲れます。どうして手話は否定されてきたのでしょう。恐らく障害者は、障害のない人たちにできる限り近づくように努力し、健常者の社会に合わせられるように努力しなさいという考えでしょう。でもどれだけ努力しても聞こえない耳は聞こえるようにはなりません。耳は聞こえないけれども、一生懸命生きていることこそが大切です。口話などという無駄な苦労を強いないで、聴覚障害者同士が楽に会話できる手話を普及し、できれば周りの人たちもそれになじんでいけるようにしたほうがよいと思います。

手話を言語として受け入れることは、聴覚障害者が聴覚障害があることを悪いこととされないで、人として誇りを持って生きていくことにつながります。電車の中などで手話のやり

とりを見ていると、言葉のやりとりがダイレクトですごく速いです。大阪のおばあちゃんの会話より速いです。手話は気持ちこんなにダイレクトにやりとりできるんだと感心します。表情やしぐさがいっぱいなので、微妙な感情表現もされています。おもしろい文化です。チャップリンの無声映画や最近世界中で活躍しているが～まるちょばという２人組のパントマイムのような楽しさを感じます。陳情に来られた皆さんの思いに心をはせながら、意見書案を以下朗読します。

意見書案を朗読します。事前に渡されていると思いますので、少し早口になりますがお許しください。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきた。

しかしながら、ろう学校では禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年６月６日、奈良県磯城郡三宅町議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、

厚生労働大臣、内閣官房長官様。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま渡辺哲久君より説明が終わりました。

日程第17、発議第４号　手話言語法制定を求める意見書についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。

日程第17、発議第４号　「手話言語法」制定を求める意見書についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（廣瀬規矩次君）　これより一般質問に入ります。

日程第18、一般質問についてを議題とします。

一般質問をこれより行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（廣瀬規矩次君）　７番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

○７番（松田睦男君）　それでは、一般質問を行います。

６月議会に一般質問について、私は３件の一般質問を提出いたしました。この３件とも議会運営委員会で認められました。その後、私のところへ14日の日に勉強会が行われたその文章がここに届きました。この内容を読みましたときに、私の一般質問の１番目は、もう既に教育長が皆さん方にお話をされているということで、議会運営委員会で承認された点でございますので、私は文章をもって議長に１番の質問は取り消しをさせていただきますというこ

とで、２番目の町制40周年のあゆみについて、質問させていただきます。

町制40周年記念の40年のあゆみ、６ページの中に収賄事件、今回の一連の裁判の件に触れていないのはなぜでしょうか。後世の戒めとするために、負の歴史についても記録し、正確に住民に伝えるべきだと思いますが、いかがですか。町長、お答えください。

２点目ですが、源泉所得税の徴収漏れについてでございます。

桜井税務署からの源泉所得税の自己点検依頼を受け、個人事業者である建築士、測量士等、所得税法第204条第１項第２号に該当する者に対して支払った委託料及び手数料において調査したところ、源泉徴収漏れがあることが判明した件について、本件に係る調査報告書（訂正分）が会計管理者より配付され説明を受けました。その中で若干、私が理解できない点がありましたので、その点を質問させていただきます。

まず１点目でございますが、弁護士１名５件、司法書士２名７件、土地家屋調査士１名12件とのことですが、この４名の方は法律の専門家であられることから、具体的に氏名と金額を公表すべきと思いますが、いかがでしょうか。

２点目、点検対象期間が平成21年１月から平成26年３月までとのことですが、特に弁護士におかれましては、置本町長より長年、町の弁護士業務を引き受けておられますが、この方をいつまで町の弁護士として雇われるおつもりですか。町長の意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、回答いかんによりましては、自席から質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま松田議員の一般質問が終わりました。

答弁のほうお願いいたします。

町長、どうぞ。

○町長（志野孝光君）　７番、松田議員の１つ目のご質問、町制40周年記念の40年のあゆみにつきましては、未来創造部長が、次の源泉所得税の徴収漏れにつきましては、会計管理者がそれぞれ回答を申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君）　それでは、東浦部長並びに向井会計管理者、順次答弁をお願いします。

○未来創造部長（東浦一人君）　町制40周年記念の40年のあゆみにつきまして、松田議員のご質問に回答いたします。

まず、町勢要覧につきましては、ご承知のとおり人口や産業、経済、施設などの町の各分

野の情勢などの概要を写真や図などを使い、わかりやすく総合的に紹介した冊子でございます。したがいまして、要覧中の略年表である40年のあゆみでは、個別の事件等につきましては、掲載内容や紙面の関係等から掲載いたしておりません。

次に、後世への戒めとするため負の歴史についても記録し、正確に住民に伝えるべきとのことにつきましては、議会での質疑や町広報誌等でお伝えし、また新聞等の他の情報媒体でも伝わっていることと認識いたしております。

特に松田議員ご指摘の後世への戒めということにつきましては、町全体の取り組みとし、これまで以上にコンプライアンスの徹底を喚起し、前例踏襲から脱却し、法令等をよく理解し、正しく適用し、そして正確に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君）　向井会計管理者、どうぞ。

○会計管理者（向井理則君）　失礼します。

私のほうからは源泉所得税の徴収漏れについての松田議員さんからの一般質問に対してお答えいたします。

まず、１点目のご質問中にございました該当個人事業者の方は、法律の専門家であることから、具体的に氏名、金額を公表すべきとのことですが、三宅町が源泉所得税の徴収事務を怠っていたという責任がございますので、個人事業主、氏名等の公表は考えておりません。

次に２点目のご質問について、回答させていただきます。

議員ご指摘の弁護士の納税義務につきましては、出納室より配付しご説明させていただきました調査報告にもございますように、本町が事業所名により源泉徴収の必要がない法人と誤認していたことによるものであり、弁護士に納税義務の怠りがあったのではなく、本町が誤認し、源泉徴収を怠ったことが今回の問題でございます。

また、当顧問弁護士の源泉徴収税につきましては、過去５年分を26年３月18日に全額お支払いいただいております。

なお、町の顧問弁護士契約に係るご質問については、ご質問内容の源泉徴収税の徴収漏れについては別の内容であると考え、回答は控えさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、再質問を許します。

松田議員。

○７番（松田睦男君）　１件目につきましては、未来創造部長より丁寧に回答をいただきました。回答のとおり今後も進めていっていただきたいというふうに思います。

また、２点目につきましては、会計管理者が何回も説明をしていただいて、ある程度私は理解はしていますが、本町のほうも誤認があったからと素直に認めておられます。今後このようなことのないようにしていただきたいと。

そしてまた、本件と弁護士契約については、また別問題であるということでございますので、また別途話し合いさせていただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬規矩次君）　それでは、松田睦男君の一般質問を終わります。

◇　川　口　靖　夫　君

○議長（廣瀬規矩次君）　引き続きまして、３番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

はい、川口靖夫君。

○３番（川口靖夫君）　私の質問でございますが、４月に新しく新教育長が就任されました。それ以来、私の周辺からはやっと決まったかと、あるいは今度は大丈夫なのかと、そういうやゆする言葉から、また今回は大丈夫だと、土江義仁さんは確かだと、こういういろんな雑音が私の耳に入っております。そこで私はあえてこの質問をさせていただくのは、土江新教育長に自分の思いをこれからどんどん住民の方々に機会あるごとに発信すべきであると、それによって自分の思いを住民の方に知っていただく、理解していただくことによって、協力していただけるんじゃないかと、こういう思いで質問させていただいています。

教育長に就任され、２カ月がたちました。現在は教育界も大変難しい時代であります。三宅町の将来を担ってくれる子供たちをどのように育てるのか、道徳教育の重要性も今は叫ばれております。優しさ、思いやり、挨拶、ありがとう、善悪の判断等、私たち町民も大人の生活の中で子供たちに見本を見せることが大切かと思います。

三宅町の学校教育、目指す子供像、学校像、また教育する教師、それにより保護者が安心して子供たちを学校に預けられる豊かな教育の場を、教育長としてはどういうふうに考え思っておられるのか、聞かせてください。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、それでは土江教育長より答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（土江義仁君）　それでは、３番、川口議員の新教育長としての方針並びに抱負についての一般質問にお答えします。

昨今の教育事情は、いじめの問題や学習意欲や規範意識、生活習慣などなどの多くの課題が大きくクローズアップされております。こうした子供たちの状況を踏まえ、三宅町の学校教育の基本方針は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、奈良県教育委員会の方針に従って、次代を担う子供たちが将来に向けて夢や目標を抱き、その夢や目標に向かって努力し、自立した社会人の育成を目指すことと考えております。

具体的な目標といたしましては、１つ目、基本的な知識や技能を確実に習得させ、みずから学び、みずから考える力を育成する。

２つ目、体験活動を通して豊かな人間関係づくりや望ましい勤労観や社会奉仕の精神を養う。

３つ目、自然や美しいもの、崇高なものに対する畏敬の念や感動する心を育てる。

４つ目、郷土や自国を知り、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を育てる。

最後に、運動やスポーツのよさを知り、健康でたくましい心身を育てるという５つの重点目標を掲げまして、教育活動の推進を図ってまいりたいと考えています。そしてこの教育方針を十分理解の上、教職員一人一人が専門性と使命感、情熱を持ってこれからの教育に取り組んでほしいと考えています。

また、目指す学校像といたしましては、１つ目、明るく、元気、正々堂々、笑顔のある学校。

２つ目、生き生き、さわやか、夢と希望の持てる学校。

３つ目、挨拶を交わし、お互いが認め合う学校。

４つ目、秩序と調和、優しさと潤いのある学校としております。

目指す教師像といたしましては、１つ目、児童一人一人を深く理解していただき、児童の可能性を引き出し、人間としての生き方を児童や保護者とともに追求する教師。

２つ目、明朗で明るく、子供に対する深い愛情と強い責任感を持った教師像としております。

目指す子供像としましては、三宅町の「みやけ」という文字を使いまして、「み」は、みずから考え行う子、よく考え、みずから学習に取り組み、確かな知恵を身につけた子。

「や」は、やり抜く子、豊かな心で助け合う子、強い心を持ち、正しいことを最後までやり抜く子。

「け」は、健康で励まし合える子、優しい子、元気に運動し、体を鍛え、健康づくりに励む子、自分や他人の命を大切にし、思いやりのある子と考え、三宅町の学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、川口議員の一般質問に対するご回答といたします。ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま、土江教育長の答弁が終わりました。

再質問ありますか。川口靖夫君の再質問を許します。

○３番（川口靖夫君）　土江教育長とは、私10年来のつき合いで、教育長の性格も私は十分に知っております。非常に几帳面で物事を理路整然と話をされるという方でございまして、安心はしておりました。今回もこのように立派な指針、抱負を聞かせていただきました。当然に安心しております。

教育長、今までつき合いの中で、４月から何回かお会いして雑談の中でこういう話をした折に、教育長は自分の考えとしては、地域の子どもは地域で教育するという意識を高めたいと。これはまさに私は学校も大事だし、家庭も大事、教育の場です。しかしそれ以上に住んでいる地域の環境、これが大事じゃないかなと私は思っております。

地域の環境というのは何ぞやといいますと、地域の大人たちです。付近に住んでおられる、子供の付近で触れ合っておられる大人の方々、この方が乱暴な言葉を使わせてもらいますが、いいかげんな、だらしない大人であれば、子供もまねします。子供は大人の様子、行動をちゃんと見ています。それは怖いほどよく見ております。ですから私も一議員、そして一住民、また大人として、私もだらしない男でございますけれども、今後は気をつけて、子供たちの見本、手本になるような行動をとっていき、それを子供らに見せるということが、所詮は教育ではないかなと、このように思っております。

どうか教育長、どんどん住民に発信して、機会あるごとに自分の思いを伝えられて、理解していただいて、全体で子供を教育するんやという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。

終わります。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま、川口議員の自分の所見等を、私はそういうように認識しましたけれども、述べられましたけれども、改めて教育長、何か申し添えることはありませんか。

○教育長（土江義仁君）　今、川口議員おっしゃられたように、地域で育てると、私も同じ考

えでございます。今、質問は学校教育に関しての質問でございました。私も過去に社会教育の関係で業務した経験もございます。社会教育の推進のほうも進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。

○議長（廣瀬規矩次君）　これをもちまして、川口靖夫君の一般質問を終わります。

◇　植　村　ケイ子　君

○議長（廣瀬規矩次君）　引き続きまして、２番議員、植村ケイ子さんの一般質問を許します。

○２番（植村ケイ子君）　学童保育クラブの指定管理の状況についての一般質問をさせていただきます。

指定管理者制度を適用したことで、住民の福利にどのように変化したのか、その効果を検証することは重要なことだと考えます。

住民福利がよくなったか悪くなったかを比較するには、行政が最初の状態をきちんと確認しておくこと、定期的に状況を点検していくこと、そして年度末などの時点でスタート時点の状況と比較していかなければ、正確な効果の検証はできないと思っております。

学童保育クラブの指定管理がスタートしましたので、その状況について質問します。

今年度の学童保育クラブへの登録児童数は、定員80名いっぱいで待機中が４名、別に障害児童が３名と聞いておりますが、この数字は正しいでしょうか。また、待機児童がいらっしゃることをどのように思われますか。

学童保育クラブに指定管理者制度を適用する目的は、保護者の働くスタイルの変化によるニーズの多様化に対処するためと説明がありました。

登録と待機の児童数合計84名の保護者の保育ニーズを見ると、ほぼ毎日の保育希望から夏休みなどの一定期間の保育希望まで、多様なニーズに区別することができます。

登録児童や待機児童のニーズにきめ細かい対応をして、必要としている家族にきちんとサービスが提供できるように事業者を指導するのも大事なことです。

待機児童解消について事業者をどのように指導していきますか。

総合センター１階の調理室等の使用は指定管理範囲外になっている云々と、最近行われましたはじまりの会で事業者が保護者に説明しているのを聞きました。

指定管理者募集要項とか協定の締結段階で、そのようなことまで考慮していたのでしょうか。また総合センター内の各種施設整備を使用する取り決めはどのようになっているのでしょうか。

２番目、町制40周年記念事業について質問します。

平成26年度予算には、町制施行40周年を祝う事業や行事の費用が組み込まれています。ただ、その事業や行事は桜ライトアップ以外にまだ何も実施されていないように見えます。そこで、その事業や行事の実施日程及び住民へのその事業や行事についての周知をどのように行うか、お答えいただきたいと思います。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま、植村ケイ子さんの一般質問が終わりました。

答弁、町長。

○町長（志野孝光君）　２番、植村議員の一般質問に回答させていただきます。

まず、１点目の質問である学童保育クラブの待機児童数でございますが、議員質問中の人数とは少々変わってきておりますので、５月１日時点においての人数で回答をさせていただきたいと思います。

１年生４名、２年生２名、４年生１名の合計７名となっております。障害児童３名につきましては、既に入所できておりまして、支援を行うため１名の指導員を配置し対応をしていただいております。

２点目の質問の待機児童がいる状況についてどのように考えているかについてでございますが、子育て支援施策の充実、放課後児童の安全確保の観点から、待機児童を解消する必要があると、このように考えております。

次に、３点目の待機児童解消について、事業者にどのように指導していくかについてのご質問でございますが、定員の規定につきましては、町が放課後児童健全育成施設設置条例施行規則において定めておりますので、規則の改正を行い待機児童の解消を図ってまいります。

登録児童数の考え方といたしましては、国の専門委員会より提出された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定める条例に関する報告書に示されている内容より参酌し、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数が平均利用人数として捉えることができる。５月末の段階では平均利用人数は61.6人となりますので、２割程度の余裕が現在あると考えております。

このことから、登録児童数の上限を定員の２割増まで可能であることとし、施行規則を改正し、夏休みの利用に向けて待機児童の解消を図ってまいります。

最後の質問である総合センター１階部分の使用についてでございますが、指定管理者の募集を行った際の仕様書に、児童館及び放課後児童健全育成施設は、つながり総合センター２階部分であることは記載しており、また、基本協定書にも業務の実施条件については、仕様

書の記載どおりに行うことと示しております。

また、施設設備の利用につきましては、三宅町隣保館・解放会館設置条例第７条を適用し、使用料を負担してもらうこととなっております。

以上で回答を終わります。

続きましての回答は、副町長が行います。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、中村副町長。

○副町長（中村吉代茂君）　２番、植村議員からご質問のありました町制施行40周年の行事について回答いたします。

去る４月11日から４月24日までの約２週間、中央公園にて町の花である八重桜のライトアップを実施いたしました。

これからの行事につきましては、まず夏の行事といたしまして６月27日、三宅幼児園で町制40周年記念特別献立給食を行い、三宅町産米から三宅町産の野菜を食材として行い、野菜はみやけまちづくりの会に協力をいただきます。この取り組みは、今年度３回行うこととしています。園児に対しても町ができて40年になるということを教えていきたいと考えております。

７月12日、三宅町文化ホールで「人権を確かめ合う　町民の集い」を開催し、記念講演として「沢田知可子　歌セラピーコンサート」を行います。周知の方法としては、広報紙及び町内掲示板にポスターを掲示いたします。

７月より、あざさの花を含む三宅町の風景とみやっぴぃをテーマにした絵画コンクールを三宅町に在住する小学生への一般公募を実施します。三宅小学校にも協力いただき、１年生から６年生を対象に夏休みの自由課題の一つとして加えていただき、周知を行います。コンクールの優秀作品はパネル作成し、展示を行うことといたしております。

７月26日には、三宅幼児園「みやけゆめランタン」を行います。昨年度から企画開催しておりますタ涼み会でございまして、ソーラーランタンに園児や職員が描いた絵をともして、夏の行事を盛り上げます。ソーラー蓄電型ランタンを園庭に並べまして、ランタンには40周年にちなんだデザインもともし、住民参加も広く呼びかけます。

８月23日、三宅町体育館で「折り紙ヒコーキ教室」を行います。これも７月広報にて周知をいたします。

次に、秋の行事として、「あざさ祭り」を９月13日、万葉歌碑の場所で、恋人の聖地事業での恋人の聖地プレート除幕式を行うとともに、アザサを観賞しながら万葉歌に詠まれた恋

の情景を探しにロマンあふれる三宅の原を散策し、あざさ苑においておもてなしを予定しております。これは三宅町の町おこしの一つとして、三宅の原を詠んだ万葉集巻十三、三二九五にちなみ、地域の新たな魅力づくりを行い、観光誘客促進を図るためＮＰＯ法人地域活性化支援センターが行っている恋人の聖地事業に参画申請し、平成26年４月１日より恋人の聖地として活動することの認定を受けましたことに伴うものでございます。周知方法としましては広報紙及び掲示板、近鉄主要駅６カ所にポスター掲示をいたします。翌日の９月14日には、千田　稔氏の講演も行う予定です。

メーン行事であります町制施行40周年記念式典と町の花である八重桜の植樹式を９月21日に実施いたします。その中で、町制施行40周年にちなみ喜びも悲しみもともに分かち合ってこられた結婚40周年を迎えられたご夫婦を招待し、町制施行と結婚40年をともに祝い、今後の暮らしをより健康で豊かに生きがいを持って生活していただくことを願い事業を行います。

また、その他に町民の方より昔の三宅町の写真を募集し、写真展等も実施します。なお以前のように芸能人による催しや住民の方々に記念品をお配りする時代ではございませんが、各自治会に町の花である八重桜の苗木を１本ずつ贈呈し、10年、20年と育っていき各自治体においても町の花が根づいていけばと考えております。

事業の募集につきましては、広報紙及び公式ホームページにおいて周知を行います。

次に冬の行事として、12月５日、第２回三宅幼児園「町制40周年記念特別献立給食」を行います。翌日の12月６日は、三宅幼児園「みやけゆめキラリ」で園庭や園内の木々にソーラーイルミネーションを装飾し、期間中は地域の方々にも観賞していただきます。また、全園児の作品展や楽器演奏などの野外コンサートを開催します。作品展では、仮称「未来の三宅町」「こんな町に住みたい」など、三宅町をテーマに園児の合同作品コーナーを計画しており、さらに、「三宅幼児園のあゆみ」を掲示します。

最後に、平成27年１月28日、第３回の三宅幼児園「町制40周年記念特別献立給食」を行います。

これまで申し上げました各種さまざまな行事を展開しまして、町制40周年を祝いたいと考えております。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（廣瀬規矩次君）　ただいま、町長、副町長の答弁が終わりました。

植村ケイ子さんの再質問を許します。

○２番（植村ケイ子君）　町長よりは、前向きな回答をいただいて、少しは安心してはおりま

す。副町長からも詳しく説明を受けました。

この中で５月末の段階で平均利用人数は61.6ということであれば、全員受け入れてもらえる体制になるんでしょうかということが１つと、それから、はじまりの会で保護者の方からの質問ではありましたけれども、調理室、集会室、なぜそれをお金払うの、それだったらもっとアンケートをとってからにしてほしかったという意見もあったということも申し添えます。

それと光熱費は行政で負担するということには一応なっておりますけれども、これから夏とかいろんな形の中で、大体は人に払ってもらう分、私も含めてですけれども、往々にして使いっ放しとかいう形はあるんで、その辺のけじめというのか、そういうこともちゃんと勉強されているんでしょうか。

それと、町制40周年記念の事業も副町長から回答いただきましたけれども、だぁーと聞きましたら、耳にはよく幼児園という形がたくさん出てきておりますけれども、その中の幼児園の行事が悪いとかいいとかいう問題ではなくて、その中には人生の先輩方というのかな、住民の方々を引き入れて、幼児園のそういう形でつながりをつくってみんなときずなをつくるということの形は入っておりますか。

○議長（廣瀬規矩次君）　町長。

○町長（志野孝光君）　ご回答させていただきます。

人数につきましては、７名の児童の皆様の入所は可能でございます。ただし先ほど申し上げましたように、夏休みからの対応と今考えているところでございます。

利用料金につきましては、もともと条例等で定めている部分でございますので、これも当然一般の方々の利用と同じ、指定管理者の方にも当初から機器、会場等を使う場合は有料であると、これは当然のことでございます。

最後の３つ目のご質問の使いっ放しにつきましては、おっしゃるとおりでございますので、担当部長もおりますので十分に気をつけて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、中村副町長。

○副町長（中村吉代茂君）　再質問のほうにお答えさせていただきます。

三宅幼児園、給食が３回ありまして、それとみやけゆめキラリとみやけゆめランタンということで、たくさん出てくるんですけれども、給食につきましては、三宅産の野菜とかまちづくりの会の方に非常に協力いただきますので、協力いただいた方も参加していただくとい

うことも考えておりますし、ゆめランタン、それからゆめキラリにつきましても広く町民の方に参加周知を呼びかけていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君）　はい、植村ケイ子議員。

○２番（植村ケイ子君）　40周年は祝い事に終わらずに、これを機にして住民の皆さんとのきずなを深めて、三宅町に住んでよかったということになればと希望して、私の質問は終わります。

○議長（廣瀬規矩次君）　いいですね。

植村ケイ子さんの一般質問を終わります。

以上で、３名の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査について

○議長（廣瀬規矩次君）　閉会中の継続審査についてですが、お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査をしていただきたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君）　異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をしていただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君）　以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了をいたしました。

閉会に当たりまして志野町長より挨拶をお願いいたしたいと思います。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君）　三宅町議会第２回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に、補正予算案３件、条例の制定案並びに改正案合わせて２件、道路認定案１件、専決処分報告２件、予算繰越明許費繰越計算書の報告２件、同意案２件の計12件並びに議会からは推薦案１件、発議案２件、合計15件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただ

き、全議案の可決決定並びにご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後とも三宅町政の発展のため、議員皆様方には一層のご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君）　これをもちまして、平成26年６月三宅町議会第２回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後　０時１０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員